

東日本大震災により被害を受けられた方に対する救済措置について**県 税**

東日本大震災（原子力発電所の事故を含む。）により住宅や家財などに被害を受けられた方は、個人県民税、不動産取得税等について、次のような軽減措置等を受けられます。

○ **税目別の措置**・ **個人県民税**

所有する居住用の家屋が東日本大震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅ローン控除の特例（住宅ローンの年末残高の限度額、控除率及び重複適用）について、所得税と同様に適用を受けることができます。

・ **不動産取得税**

東日本大震災により滅失・損壊した不動産の所有者等が、令和8年3月31日までに代替りの不動産を取得した次の場合には、被災不動産の面積相当分の不動産取得税が課税されません。

また、原子力発電所の事故による警戒区域設定指示区域内又は居住困難区域内に同区域の指定の公示があった日において所在した不動産の所有者等が、同区域の指定解除の公示のあった日から3月（代替家屋の新築については1年）を経過する日までに取得した場合も、同様の措置が受けられます。

- ・ 被災家屋に代わる家屋を取得した。
- ・ 被災家屋の敷地に代わる家屋用の土地を取得した。
- ・ 被災農用地に代わる農用地を取得した。

○ **納税の猶予（全税目）**

県税を一時納めることができないときは、原則として1年以内に限り納税を猶予します。

市町村税

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けられた場合で、一定の要件に該当するときは、個人市町村民税、固定資産税・都市計画税について、次のような軽減措置等を受けられます。

○ 個人市町村民税

所有する居住用の家屋が東日本大震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅ローン控除の特例（住宅ローンの年末残高の限度額、控除率及び重複適用）について、所得税と同様に適用を受けることができます。

○ 固定資産税・都市計画税

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地で、住宅用地の特例の適用を受けていた土地のうち、市町村長が認める場合には、引き続き住宅用地の軽減措置を受けることができます。

また、被災住宅用地・被災家屋・被災償却資産の所有者等がその住宅用地等に代わるものとして取得等がなされたものと市町村長が認める場合には、それらに係る固定資産税等について、一定の軽減措置を受けることができます。

※ 詳しくは、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。